

米国が対中追加関税の適用除外品目と知的財産権301条特別レビューを発表、今後の見通しは依然不透明

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

エグゼクティブサマリー

米国通商代表部(Office of the United States Trade Representative、以下「USTR」)は2018年12月21日、特定の中国原産品の輸入に係る1974年通商法第301条(以下「301条」)の追加関税の適用除外申請に関する決定の第1弾を発表しました¹。当該適用除外品目は追って2018年12月28日付官報で公表されており、これには、適用除外の所定規準を満たしているとUSTRが判断したさまざまな製品(詳細は下記を参照)を対象とする約1,000件の米国輸入者からの個別申請が含まれています。2018年12月30日現在、提出された10,800件を超える申請のうち9%がUSTRにより承認済、11.7%が却下済、79%が審査中です。特に注目されるのは、今回の適用除外が21の関税分類番号(HSコード)に限られていることです²。

加えて、12月28日にUSTRは、301条の下で、知的財産権の十分かつ効果的な保護を拒否している国、又は知的財産権保護に依拠している米国(法)人への公正かつ公平な市場アクセスを拒否している国を識別するための、年次の「特別レビュー」を実施することを発表しました³。このレビューは、ある国による貿易及び知的財産権の制限に対処するための特定の貿易措置が適切であるかどうかを判断するために301条に基づきUSTRが調査を実施することのできる国を決定する材料となります。301条に基づく最近の調査は2017年と2018年に行われ、その結果としてUSTRは、総額約2,500億ドル相当の中国産の輸入品に対する現行の追加関税を発動しました。

詳細

301条に基づく追加関税の背景

2018年3月22日、トランプ米大統領は、米国企業の技術の不公平で有害な取得に関する中国の行為、政策、慣行への対抗措置の導入を指示する大統領令を発令しました。この大統領令は、USTRが同日に公表した、1974年通商法第301条の下で実施した調査の報告書に基づくものでした。この調査報告書は、中国による米国企業の技術の強制的な移転又は移転の強要が米国の貿易に負担や制限をかけていると結論づけており、各分野の専門家とエコノミストで構成される省庁横断チームが米国経済への損害額を試算しています。

トランプ大統領はUSTRに対し、「米国経済にもたらした損害に等しい」額の中国製品を対象に、25%の追加関税を賦課することを提案するよう指示しました。それを受けてUSTRは、年間の輸入額が340億ドル⁴に相当する818品目(米国リスト1)の中国原産品に対して25%の追加関税を賦課することを提案し、トランプ大統領は2018年7月6日よりこの提案を実行することを命じました。

その後米国は、さらに160億ドル相当の中国原産品(米国リスト2)に対して25%、2,000億ドル相当の中国原産品(米国リスト3)に対して10%の追加関税を課しています。米国はこの10%の追加関税を25%に引き上げる方針を示していましたが、最近になって、中国との新たな交渉を見据え、関税率引上げを2019年3月2日に延期すると発表しました⁵。

2018年中のこれらの報復関税賦課に続いて、USTRは、米国リスト1と2に含められた品目に関する適用除外申請手続きを発表しました。リスト1に関する申請手続きは2018年10月9日に締め切られ、10,800件近い申請が受け付けられました。リスト2に関する申請手続きは2018年12月18日に締め切られ、1,640件を超える申請が受け付けられました。これらを合計すると、リスト1と2に含められた500億ドル相当の品目について、12,440件を超える個別申請が受け付けられています。現時点では、USTRは米国リスト3に関する申請手続きについて詳しい指針や説明を公表していません。

承認された適用除外

最近発行されたUSTRの2018年12月28日付官報は、品目別適用除外の決定が、適用除外手続きについて規定した通知に示されている規準に基づいて行われることを改めて確認するものとなっています。具体的には、当該規準は、適用除外の承認審査にあたって申請者が次のような詳細情報を提供することを求めています。

- (1) 中国以外の国から当該品目の調達が可能か
- (2) 追加関税が米国の利益にもたらす損害
- (3) 中国の産業政策における当該品目の重要性
- (4) 適用除外によって301条調査の目的が損なわれるかどうか

また当該官報では、関係省庁を委員とする301条委員会からの勧告、及び適用除外の申請期間中に提出されたパブリックコメントのUSTRによる検討が、適用除外の決定に反映されていると説明されています。

USTRが承認した第1弾の適用除外品目は2018年12月28日付官報の付属書に示されており、2つの異なる形式を取っています。918件の個別申請に対応する7種類の適用除外品目は、米国リスト1に含められた8桁の関税番号のいずれかに該当する既存の10桁の関税番号で構成されています(10桁の関税番号のうち3つは、同じ8桁の関税番号に属しています)。66件の個別申請に対応する残りの24種類の適用除外品目は、それぞれの10桁の関税番号に該当する特別に作成された品目内容に限定されています。後者の適用除外は、ある10桁の関税番号の全体ではなく、2018年12月28日付官報の付属書に列挙された品目内容のみを対象とします。

品目別適用除外は特定の申請者に限定されたものではなく、2018年7月6日12:01(東部標準時)以降に消費のために輸入されたか又は倉庫から搬出された、官報の付属書に含まれる品目内容に該当するあらゆる製品を対象とします。適用除外は追加関税が発動された2018年7月6日に遡って認められ、かつ当該適用除外通知の発表から1年間継続します。米国税関国境警備局は、すでに支払われた追加関税の還付の請求手続き、及び適用除外が承認された品目に係る申告手続きに関して、輸入者のための具体的なガイドラインを公表するものと見込まれます。

既存の米国関税率表(HTSUS)10桁の品目内容に基づく適用除外品目(7種類)

- (i) **8412.21.0075**:特定種類の直動運動式(シリンダー式)の液体原動機
- (ii) **8418.69.0120**:自給式飲料水用冷水器
- (iii) **8480.71.8045**:ゴム又はプラスチックの成型用の特定種類の射出成形金型
- (iv) **8482.10.5044**:外径が9ミリメートル以上30ミリメートル以下の特定種類の単列軸受
- (v) **8482.10.5048**:外径が30ミリメートル超52ミリメートル以下の特定種類の単列軸受
- (vi) **8482.10.5052**:外径が52ミリメートル超100ミリメートル以下の特定種類の単列軸受
- (vii) **8525.60.1010**:市民無線(CB)送受機器

特別に作成された品目内容に基づく適用除外品目(24種類)

- (viii) **8407.21.0080**:定格出力が29.83キロワット以上44.74キロワット以下の船舶用火花点火エンジン・船外機(統計報告番号に記載)
- (ix) **8412.21.0030**:ピストン内径が12.7ミリメートル以上34.6ミリメートル以下、ストロークが11.43メートル以下、全長が15.24メートル以下、ロッド直径が1.219メートル以下の溶接型油圧式直動(シリンダー)エンジン及びモーター

- (x) **8419.90.2000**:アクチュエーター付旋回アーム、アクチュエーター付直線レール運動、及びチューブ・ロール軸受箱用の取り付け穴付の前後ユニットを備えた、ローラーを動かして乾燥させる紙繊維の張力を調整するように設計されたステンレス鋼製ストレッチャー
- (xi) **8420.10.9080**:紙のエンボス加工用のダイを備えた手動式ローラー機(統計報告番号に記載)
- (xii) **8421.19.0000**:容量が2.4リットル以上3.8リットル以下のプラスチック製サラダスピナー
- (xiii) **8421.21.0000**:設置用キットとともに提供される、貯水タンク及びプラスチック管(寸法が0.63センチメートル以上0.95センチメートル以下)を備えた、寸法が6.35センチメートル×26.67センチメートルの、3つの円筒形フィルターカートリッジから成る非電気式水のろ過装置
- (xiv) **8425.39.0100**:ウォーム・ギア機構によって手動で操作される、耐食コーティングを施したウインチ・フレーム及びナイロン・プッシング付ステンレス鋼製マンドレルを備えたウインチ
- (xv) **8428.32.0000**:ガイドローラー及び駆動システムを備えた、鋼鉄製チェーンにボルトで固定されたL字型の鋼鉄製バケットで構成されたエレベーター
- (xvi) **8428.33.0000**:
- ▶ 水平調節脚付フレーム、電気モーター、及び食品グレードのプラスチック製コンベヤー・ベルトで構成されたベルト・コンベヤー
 - ▶ 水平調節脚とキャスター付の溶接型フレーム、電気モーター、及び食品グレードのプラスチック製モジュラー・コンベヤー・ベルトで構成されたベルト・コンベヤー
- (xvii) **8439.99.1000**:
- ▶ 製紙機の運転者を可動式又は回転式機器から保護するように設計されたステンレス鋼製保護装置で、寸法が30センチメートル×30センチメートル×50センチメートルから50センチメートル×50センチメートル×4メートル、重量が30キログラム以上100キログラム以下のもの
 - ▶ 製紙機の成形部及びプレス部の回転ロールの表面から不純物をこすり落とすように設計されたステンレス鋼製スクレーパー(「ドクター」)で、非対称の横断面のブレード付ビーム、長いアスペクト比、及び両端のマウンティング・ジャーナルと回転デバイスで構成された、寸法が50センチメートル×50センチメートル×8メートルから60センチメートル×6メートル×11メートル、重量が1メートルトン以上3メートルトン以下のもの
 - ▶ ステンレス鋼製又はステンレス若しくは耐酸性鋼を使用したクラッド軟鋼製の、製紙機の成形及びプレス部の枠組みで、寸法が1メートル×1メートル×1メートルから2.3メートル×2.3メートル×12メートル、重量が500キログラム以上40メートルトン以下のもの
 - ▶ コンベヤー・ベルトを製紙機に取り付けるように設計されたステンレス鋼製ガイドで、アクチュエーター付可動式アーム及びチューブ・ロール軸受箱用の取り付け穴付の前後ユニットを備えた、寸法が40センチメートル×50センチメートル×30センチメートルから1メートル×1メートル×50センチメートル、重量が300キログラム以上500キログラム以下のもの
- ▶ 製紙において水分を除去したりペーパー・ウェブに望ましい機械的性質を与えたりするためにペーパー・ウェブを機械的に圧縮する用途で設計された、両端の軸受ジャーナル付の鋼鉄及び鋳鉄製ローラー(ニップ・ローラー)で、ポリマー・カバーを備えた、長さが7メートル以上12メートル以下、直径が1メートル以上1.5メートル以下、重量が15メートルトン以上30メートルトン以下のもの
 - ▶ 製紙工程で発生する水を受け止めるように設計されたステンレス鋼製オープン・コンテナ(セーブオール)で、大きな正方形のプレートと両端の取り付け穴付のフラット構造で構成された、寸法が50センチメートル×50センチメートル×50センチメートルから1.5メートル×1メートル×10メートル、重量が50キログラム以上2メートルトン以下のもの
 - ▶ アクチュエーター付旋回アーム、アクチュエーター付直線レール運動、及びチューブ・ロール軸受箱用の取り付け穴付の前後ユニットを備えた、製紙機のローラーを動かして繊維の張力を調整するように設計されたステンレス鋼製ストレッチャー
 - ▶ 製紙においてペーパー・ウェブ又は製紙用繊維から水分を除去するステンレス鋼製サクション・ボックスで、寸法が50センチメートル×50センチメートル×8メートルから1メートル×1メートル×10メートル、重量が1.5メートルトン以上2メートルトン以下のもの
 - ▶ 製紙において製紙用クロス(すなわち、繊維)又はペーパー・ウェブを支持・運搬する用途で設計されたステンレス鋼又は鋳鉄製ローラーで、両端の軸受ジャーナル及びポリマー・カバーとともに提供され、重量が7メートルトン以上20メートルトン以下、長さが7メートル以上12メートル以下、直径が40センチメートル以上1.5メートル以下のもの
- (xviii) **8466.92.5010**:
- ▶ 金属製のチューブ・フレーム、4本の金属製の脚、及び2本の金属製の伸縮式アームを備えた、マイター・ソーとともに使用するよう設計された作業台
 - ▶ 移動用の車輪、及び作業領域を拡張できる折り畳み式の側面を備えた、マイター・ソーとともに使用するよう設計された作業台
- (xix) **8481.90.9040**:寸法が11.43センチメートル×21.59センチメートル×5.08センチメートル、重量が0.748キログラムの、鉄鋼製のアングル・コック・ハンドル・アセンブリ
- (xx) **9022.14.0000**:3対のプラスチック製パネルで構成されたガントリー・カバー付の鋼鉄製構造シェルで覆われた放射線治療システム
- (xxi) **9032.10.0030**:インターネット接続用ではない、壁掛け式の、空調又は暖房システム用に設計されたサーモスタット

年次の301条特別レビューの背景

2018年12月28日に発表された年次の301条特別レビューにおいてUSTRは、1974年通商法第301条に従い、知的財産権の十分かつ効果的な保護を拒否している国、又は知的財産権保護に依拠している米国(法)人への公正かつ公平な市場アクセスを拒否している国を識別することを要求されます。

レビュー手続きの結果としてUSTRは、十分な知的財産権保護を拒否する特に有害かつ悪質な行動、政策、及び手続きに関与し、米国製品に特に重大な悪影響を及ぼし、かつ知的財産権保護のための誠実な二国間又は多国間交渉に応じていない国を優先国(Priority Foreign Country、以下「PFC」)に指定する可能性があります。その上で、PFCはUSTRが作成する「優先監視リスト」又は「監視リスト」に掲載される可能性があります。前者は深刻な知的財産権の不備があると判断されたものであり、かかる不備は注意深く監視されるとともに、追加関税の賦課を含む追加的な措置の対象となり得ます。

これらの決定に到達するにあたり、USTRの301条特別小委員会、諸外国の知的財産権問題に関する書面のコメントや公聴会証言を含む複数の情報源に依拠します。USTRは、利害関係者に対して「その行動、政策、又は慣行が知的財産権の十分かつ効果的な保護を拒否している国、又は知的財産権保護に依拠している米国(法)人への公正かつ公平な市場アクセスを拒否している国」を識別するための書面のコメントを2019年2月7日までに提供するよう呼びかけるとともに、証言を希望する場合は公聴会への参加意思通知を2019年2月21日までに提出するよう求めました。公聴会は2019年2月27日に開催されます。USTRの声明によると、2019年の301条特別報告書は2019年4月26日前後に公表される予定です。

今後予想される展開

米中通商交渉の情勢は依然として複雑かつ不透明ですが、最近になって両国は、301条報告書に定義された中国の慣行に係る貿易改革を求める米国の主張に関する交渉を継続しつつ、緊張の急速な高まりを回避するための一時的な譲歩を行いました。

2018年12月1日、トランプ大統領は、米国が中国原産品に対して実施している10%の従価的な追加関税について、当初2019年1月1日に計画されていた25%への引上げを3月2日に延期し、90日間にわたって一時的に猶予すると発表しました。一方中国側も、米国の90日間の凍結に合わせて米国産自動車に対する関税を3月まで15%に引き下げ、他のすべての国原産の自動車に課される関税率と同率にする計画を示しました。さらに中国は、農産品、エネルギー製品、工業製品、及びその他の製品を米国から購入することを確約しました。

USTRは、米国リスト1と2に係る品目別適用除外の申請の審査を継続する予定です。

目下7,670件の申請が、品目別適用除外に係る通知に示されている実質規準に基づいてUSTRが適用除外の可否を判断する「ステージ2」の審査中となっています。規準を満たしているとUSTRが判断した申請については、適用除外の承認に先立つ次

の段階として米国税関国境警備局(US Customs and Border Protection、以下「CBP」)に当該結論が提示され、CBPは適用除外が承認された場合にこれがCBPによって管理可能かどうかを判断すべく当該申請のさらなる審査を行います。目下886件の申請が「ステージ3」の審査中ですが、管理可能か判断するための処理時間や規準に関する詳細はUSTRからもCBPからも一切提供されていません。追加的な適用除外が承認されると予想されるものの、当該手続きは時間のかかるものであり、予想される手続きに係る所要時間はUSTRとCBP双方における申請処理のための利用可能なリソースによって左右すると思われます。

企業に求められる対応

米中貿易に従事するすべての企業は、追加関税の潜在的な影響を見極めるとともに、自社の輸入品目の中で適用除外を受けられる可能性のある品目又はすでに適用除外を受けている可能性のある品目を識別することが推奨されます。適用除外となった輸入品目に対する追加関税を2018年7月の発動以降に支払済の企業は、承認された手続きが公表・実施され次第、税関からの還付を請求する包括的なプロセスの策定を検討すべきです。

企業は、今回公表された第1弾の品目リストの適用除外品目だけでなく、リスト1と2に含められた品目に係る今後のあらゆる承認も直ちに識別できるよう、適用除外手続きを注視していく必要があります。

加えて、リスト3に含まれる品目の影響を受ける企業は、まだ公表されていませんが、適用除外の申請期間は短いと予想されるため、リスト3に関するUSTRの適用除外申請手続きを注視することが推奨されます。また、これまでの却下と承認の実績に基づくと、申請を成功させるためには、適用除外の規準を満たす明確かつ裏付けのある主張を行うことが不可欠です。

外国において知的財産権問題を経験したことのある企業は、USTRが発表した301条特別レビュー手続きへの参加を検討すべき選択肢の一つです。コメントの提出期限は2月初めであるため、コメントの作成を今すぐに開始し、特定の国の行動、政策、及び慣行の影響をUSTRが識別するために必要な情報を提供することが重要です。

かかる企業が取るべき行動には以下が含まれます。

- ▶ 現行の関税制度の下における便益を最大化するため、適用除外申請が承認済又は審査中の輸入品目を切り分ける
- ▶ 適用除外対象品目に対してすでに支払った追加関税支払額の還付を求めるため、輸出入データの分析を通じて、追加関税の対象となる輸入品目を識別する
- ▶ 影響を受ける製品の範囲、潜在的なコスト、及び代替的な調達先を十分に理解し、影響を軽減できる可能性を見極める(関税プランニング等)ため、自社のサプライチェーン全体を把握する
- ▶ 保税倉庫、外国貿易地域(FTZ)、ドローバック(関税還付)、HTSUS第98類及び中国の関税法令上の同様の制度等、追加関税の繰延、削減、又は還付のための戦略を特定する

- ▶ 現行の移転価格アプローチの見直しや米国への輸入に係るファーストセールの活用等、追加関税の対象となる輸入品の関税評価額を最小化する戦略を検討する

巻末注

1. USTRの品目別適用除外に係る通知。https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/12.21.18_Notice_of_Product_Exclusions.pdfを参照。
2. 官報第83号67463-67468。<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-12-28/pdf/2018-28277.pdf>を参照。
3. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-12-28/pdf/2018-28319.pdf>
4. 本アラートにおける通貨はすべて米ドルを指す。
5. EY Global Tax Alert「US announces temporary pause on planned increase of List 3 tariffs on China origin goods; duties remain in force and key issues remain unresolved

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一
原岡 由美

パートナー
シニアマネージャー

yoichi.ohira@jp.ey.com
yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190131

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp